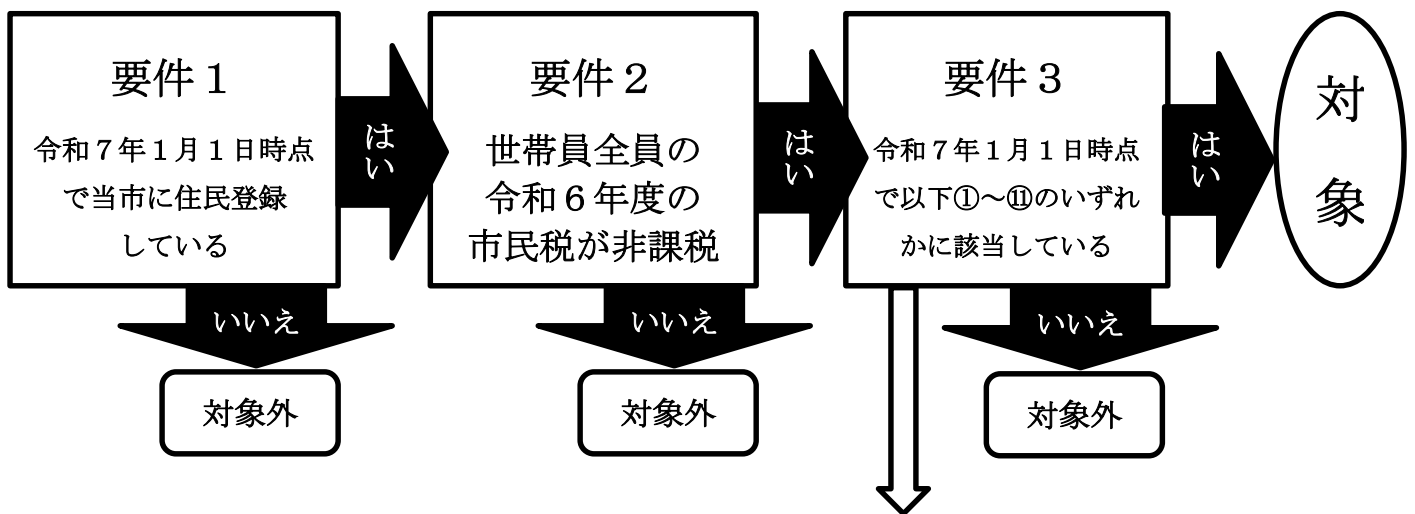


を交付します。(**申請が必至**です。)

市では昨年度に続いて、高齢者世帯等の冬期間の経済的負担の軽減を目的として、下記の対象世帯のうち申請があった世帯に対して、灯油等の購入に充てていただくため陸前高田地域共通商品券 7,000 円分を交付する陸前高田市福祉灯油購入費等助成事業を実施します。

【対象となる世帯】 ※ 次の3つの要件を全て満たす世帯が対象です。



- ① 高齢者（満65歳以上）の方のみの世帯
（年齢18歳未満の児童のみを扶養している高齢者のみ世帯を含む）
- ② 身体障害者手帳の級別が1級又は2級に認定されている方がいる世帯
- ③ 療育手帳の交付区分がAに認定されている方がいる世帯
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の等級が1級に認定されている方がいる世帯
- ⑤ 特別児童扶養手当又は障害児福祉手当の受給者がいる世帯
- ⑥ 障害基礎年金の等級が1級に認定されている方がいる世帯
- ⑦ 要介護度が4又は5の認定を受けている方がいる世帯
- ⑧ 特定疾患医療受給者のいる世帯
- ⑨ 特別障害者手当の受給者がいる世帯
- ⑩ 18歳未満の児童がいるひとり親世帯
- ⑪ 生活保護受給世帯

【申請時の必要書類】

◆ 対象世帯の世帯員の方が申請する場合

- ① 交付申請書（右の様式第1号）
- ② 運転免許証等、申請者が確認できるもの（郵送申請の場合写し）
- ③ 身体障害者手帳や療育手帳等、交付要件に該当することを証明できるもの（郵送申請の場合写し）

※ 令和6年1月2日以後に当市に転入された方は、前住所地の市町村で発行した令和6年度市町村民税非課税証明書も必要です。

◆ 対象世帯の世帯員以外の方が申請する場合

上記の書類とともに、対象世帯の世帯主からの委任状（様式は交付申請書の裏面にあります）が必要ですので、ご注意願います。

委任した場合、受任者が交付申請書の申請者となりますので、本人確認書類は委任者ではなく、受任者のものが必要となります。

【申請方法】 以下の2つの方法があります

1 郵送申請

上記必要書類を2月28日（必着）までに、次の宛先へ郵送してください。

受付終了後、郵送にて結果を通知します。交付要件に該当する場合には、簡易書留にて商品券と合わせて送付します。

※ 1月中は、申請件数が多数のため、結果通知に時間を要する場合があります。

〒029-2292 陸前高田市高田町字下和野 100 番地 陸前高田市福祉部 福祉課福祉係 あて

2 持参申請

以下の日程及び会場で受付をしますので、上記必要書類をご持参ください。

申請いただいた時点で交付要件に該当することが確認できたときは、その場で交付を決定し、商品券を交付します。

※ 時間より早く来ていただいた場合に寒い中お待たせしてしまうことから、なるべく時間内にお越しいただくようお願いします。

【受付日程】

月 日	時 間	会 場
1月20日（月）	9：30～11：00	竹駒地区コミュニティセンター
	13：30～15：30	陸前高田市コミュニティホール 大会議室
1月21日（火）	10：00～11：00	下矢作地区コミュニティセンター
	13：30～14：15	生出地区コミュニティセンター
	14：45～15：45	矢作地区コミュニティセンター
1月22日（水）	10：00～11：00	今泉地区コミュニティセンター
	14：00～15：00	長部地区コミュニティセンター
1月23日（木）	10：00～11：30	横田地区コミュニティセンター
	13：30～15：30	米崎地区コミュニティセンター
1月24日（金）	9：30～11：00	小友地区コミュニティセンター
	13：45～15：15	広田地区コミュニティセンター
1月27日（月） ～1月29日（水）	9：00～12：00 13：00～16：00	市役所 2階 会議室
1月30日（木） ～2月28日（金） ※土日祝日を除く	8：30～17：15	市役所 2階 福祉課福祉係窓口

受付は **令和7年2月28日（金）** まで です。

【問い合わせ先】 陸前高田市福祉部 福祉課福祉係 54-2111（内線 213）